



# 監査結果報告書

---

平成 30 年度（2018 年度）No.2

---

定期監査（中期）  
財政援助団体監査  
出資団体監査



旭 監 第 52 号  
平成30年12月19日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	笠 木 薫 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	赤 岡 昌 弘 様

旭 川 市 監 査 委 員	田 澤 清 一
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	中 川 明 雄
旭 川 市 監 査 委 員	福 居 秀 雄

### 監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定 期 監 査

1	監査の対象事務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監査の実施期間	2
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監査の方法	3
6	監査の結果	3

## 第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体等	8
2	監査の実施期間	8
3	重要リスク及び監査の着眼点	8
4	監査の方法	9
5	監査の結果	10

## 第 3 出 資 団 体 監 査

1	監査の対象団体等	12
2	監査の実施期間	12
3	重要リスク及び監査の着眼点	12
4	監査の方法	14
5	監査の結果	14
(資料) 1	監査対象団体の概要	15
2	正味財産増減計算書	18
3	貸借対照表	19

# 第 1 定 期 監 査

## 1 監査の対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- (1) 支出及び契約に関する事務のうち、委託料に関する事務
- (2) 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

## 2 監査の対象部局及び対象期間

対 象 部 局	支出に関する事務	契約に関する事務	小・中学校に関する事務		対 象 期 間
	委託料に関する事務		経理事務	財産管理等に関する事務	
地域振興部	○	○	—	—	平成30年 4月1日 ～ 平成30年 7月31日
福祉保険部	○	○	—	—	
子育て支援部	○	○	—	—	
保健所	○	○	—	—	
経済部	○	○	—	—	
観光スポーツ交流部	○	○	—	—	
土木部	○	○	—	—	
学校教育部	○	○	○ (※1)	○ (※2)	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

※1 対象校は、台場小学校、永山小学校、西神楽小学校、千代ヶ岡小学校、永山中学校、東鷹栖中学校及び中央中学校

※2 対象校は、江丹別小学校、嵐山小学校、永山東小学校、旭川第2小学校、永山南小学校、江丹別中学校、嵐山中学校及び旭川第2中学校

### 3 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成30年11月20日まで

### 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 支出及び契約に関する事務

##### ○ 委託料に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 過大又は過少積算	・ 積算は合理的な基準に基づき行われているか。
・ 支出漏れや時期の誤り	・ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
・ 法令等に反する相手方の選定	・ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。 ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
・ 不適切な仕様又は金額での契約締結	・ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
・ 仕様内容と異なる委託業務の実施	・ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 ・ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。 ・ 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

#### (2) 小・中学校に関する事務

##### ○ 経理事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 不適切な経理事務による支出誤り	・ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ・ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。 ・ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。 ・ 支出負担行為に係る債務を確認したうえで支出しているか。

##### ○ 財産管理等に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
・ 不適切な物品管理による備品等の破損や紛失	・ 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。 ・ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。 ・ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
・ 不適切な施設管理による不法占拠や事故（損害）の発生	・ 敷地境界が明確になっているか。 ・ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。 ・ 修繕が必要なものを把握しているか。 ・ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

## 5 監査の方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、契約に関する事務のうち、学校教育部の監査において平成27年度及び平成28年度に契約を締結したもので、契約期間が平成30年度を含む複数年契約については田澤清一監査委員を除斥した。

## 6 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出及び契約に関する事務並びに小・中学校に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

### 地域振興部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

##### (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川市ガーデンセンター清掃業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、異なる床種別の歩掛係数を用いたことや、労務数量の計算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(地域振興課)

- ② 旭川駅前広場・駐車場運営管理業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、駐車場売上金処理業務の想定作業日数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(地域振興課)

- ③ 旭川空港総合維持管理業務委託において、積算に当たりボイラー一点検清掃費を算出する際に、積算内訳書から金額の転記を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(旭川空港事務所)

## 福 祉 保 険 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① いきいきセンター神楽・神楽保育所複合施設館内清掃等業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、床以外の部分に床の歩掛係数を用いるなど複数箇所係数の適用を誤っていたほか、経費率として根拠のない数値を用いており、正しい積算金額を把握できない状況であった。

また、最低制限価格の設定に当たり、当該業務は積算金額を基に一定の基準により算定すべきところ、これを怠り、誤った方法で算定していた。

(長寿社会課)

- ② 春光台汚水処理施設維持管理業務委託において、最低制限価格を設定する対象業務であるにもかかわらず、これを設定せずに入札を実施していた。

(福祉保険課)

[検討を要するもの]

- ① 前金払は支出の特例であり、その必要性を十分に検討しなければならないが、給料等の支払に充てるための人件費が経費の大部分であるという理由で前金払をしているものが散見された。

このような固定的かつ定例的な経費を主に対象とする前金払について、業務の内容や性質等に応じ、必要額以上の支出とならないよう金額を精査した上で、支出の時期・回数を検討されたい。

(長寿社会課)

- ② 予定価格の積算に当たっては、仕様書に基づき、実際の取引価格、需給の状況等を考慮しながら、根拠ある額で適正に算定しなければならない。しかし、数年前に徴取した参考見積の金額を用いているもの、社会保険料等で変更前の保険料率を用いているもの、根拠が不明瞭な数量・金額を用いているものなど、合理性に欠ける事例が散見されたことから、積算方法の見直しを検討されたい。

(介護保険課，障害福祉課，生活支援課)

## 子 育 て 支 援 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川市子ども総合相談センター等環境衛生管理業務委託において、一定金額以下の随意契約であるため予定価格書の作成は封書によらないこととしているが、その場合に必要とされる施行伺起案への予定価格の記載がなされなかったことにより、予定価格書が作成されていない状態であった。

(子ども総合相談センター)

- ② 旭川市愛育センター・市立保育所生ごみ収集運搬業務委託において、積算に当たり人件費を算出する際に、収集運搬の回数を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(愛育センター)

## 保 健 所

特に指摘事項なし。

## 経 済 部

特に指摘事項なし。



## 観光スポーツ交流部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川観光物産情報センター清掃業務委託において、最低制限価格を設定しているが、入札参加者への通知にその旨の記載がなされておらず、また、現行の算定方法を用いなかったことにより最低制限価格に誤りがあった。 (観光課)

## 土 木 部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 平和通歩行者専用道路ほか維持管理業務委託において、当月の業務量に応じた額を委託料として支出しているが、検査を行うに当たり、契約の相手方から提出された業務報告書と異なる履行数量に基づき支出額を算定していたものや、別途委託することとした業務を履行実績があるとして算定していたものがあり、2件70,000円の過払いがあった。

また、支出額に影響はなかったものの、その算定において、契約変更後の額を用いるべきところ、誤って当初契約の額としていたものがあった。

(土木総務課, 土木事業所)

- (2) 契約に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 契約保証金について、本市の競争入札参加資格を有する者の中から競争入札等選考委員会で審査し選定していることを理由として、納付を免除しているものが多数見受けられたが、単に入札参加資格者であることをもって履行能力に問題がないとすることは、判断の根拠として十分ではないため、契約保証金を免除する場合の根拠について慎重に検討されたい。 (土木総務課, 土木建設課)

## 学 校 教 育 部

### ○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務  
特に指摘事項なし。

- (2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 消防用設備点検及び消火器更新業務（その1）委託において、積算に当たり、点検項目ごとに算出する単価に消防用設備の区分に応じた加算を行っているが、複数の消防用設備の点検を行う場合には最も大きい歩掛係数の加算のみ行うべきところ、複数の加算を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。  
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(学校施設課)

- (3) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 学校敷地内に設置されている防犯灯で、使用者に対する行政財産の目的外使用承認の手続がなされていないものがあつた。

(永山南小学校)

## 第 2 財政援助団体監査

### 1 監査の対象団体等

本監査については、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対 象 団 体	旭川市永山西地区民生児童委員協議会
	旭川市東光地区民生委員児童委員協議会
財政援助の内容	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
監査の対象事務	平成29年度における財政援助に係る出納その他の事務
補 助 金 の 額	旭川市永山西地区民生児童委員協議会 平成29年度 848,200円
	旭川市東光地区民生委員児童委員協議会 平成29年度 829,600円
所 管 部 局	福祉保険部

### 2 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成30年11月20日まで

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
・ 法令等に反する財政的援助	所 ・ 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。 ・ 交付要綱は適正に整備されているか。 ・ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 公益上の必要性に乏しい事業（団体）への交付	所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。</li> <li>・ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</li> <li>・ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</li> <li>・ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。</li> <li>・ 補助金等に関する条件の内容は明確か。</li> </ul>
・ 交付額や交付時期の誤り	所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</li> </ul>
	団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</li> </ul>
・ 対象外の経費への充当	所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li> <li>・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li> <li>・ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</li> </ul>
	団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。</li> <li>・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。</li> <li>・ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</li> </ul>
・ 団体の不適切な経理	団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li> <li>・ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</li> <li>・ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</li> <li>・ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。</li> <li>・ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。</li> <li>・ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</li> </ul>

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示

#### 4 監査の方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 5 監査の結果

財政援助団体の補助金に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

### 旭川市永山西地区民生児童委員協議会、旭川市東光地区民生委員児童委員協議会

#### ○ 指摘事項

##### (1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旭川市永山西地区民生児童委員協議会の旅費の支給において、研修や調査の参加回数に集計誤りがあり、2件1,600円の過払いのものがあつた。

なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。 －改善済

- ② 旭川市東光地区民生委員児童委員協議会の補助金実績報告書において、補助対象外と整理されていた他団体への拠出金18,000円や、過年度事業に要した印刷代1,192円を補助対象経費に誤って計上していた。

これにより、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を下回り、7,029円過大に交付を受けていた。 －改善済

##### (2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旭川市東光地区民生委員児童委員協議会に対する補助金額の確定に当たり、補助対象外の経費を計上しているものについて、確認が不十分なまま補助金額を確定したことにより、7,029円過大に支出していた。 －改善済

○ 意見・要望事項

- ① 旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金において、交付申請と実績報告に係る添付書類の作成及び確認の煩雑さや補助対象経費の認識誤りに起因し、指摘事項のとおり、団体・所管部局双方に事務手続の誤りがあった。民生児童委員協議会に関する費用は市が負担すると法令で規定されていることを踏まえ、当該補助金について、過度な事務手続とならないよう添付書類の内容や確認手法の見直しをはじめ、団体及び所管部局の事務の負担軽減につながる取組を検討するほか、補助対象経費を周知徹底し、適正な事務処理に努められたい。

## 第3 出資団体監査

### 1 監査の対象団体等

本監査については、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成26年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対象団体	一般財団法人 旭川市勤労者共済センター
資本金	32,800千円
市出資額	14,000千円（市出資割合42.7%）
所管部局	経済部

### 2 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成30年11月20日まで

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
・ 必要性の乏しい団体への出資	所 ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か。
・ 出資に係る権利の不行使、喪失	所 ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 ・ 出資金等の支出手続は適正か。 ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。 ・ 増、減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。 ・ 有価証券の保管は良好か。

重要リスク	監査の着眼点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>出資（設立）目的にそぐわない団体運営</li> </ul>	団	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</li> <li>団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の経営成績、財務状態の悪化</li> </ul>	所	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の不適切な会計経理</li> </ul>	団	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営成績及び財政状態は良好か。</li> <li>経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。</li> </ul>
	所	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。</li> </ul>
	団	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。</li> <li>決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</li> <li>事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</li> <li>出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</li> <li>団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</li> <li>会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。</li> <li>資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</li> <li>現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。</li> <li>団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。</li> </ul>

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示



## 4 監査の方法

資本金を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 5 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、指摘等を受けたことに十分留意するとともに、今後とも設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

### 一般財団法人 旭川市勤労者共済センター

#### ○ 指摘事項

##### (1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支給については、旅費規程において、旭川市職員の旅費に関する条例及び同施行規則等を準用することとしているが、食費相当分が含まれている宿泊料を支給しているにもかかわらず、食卓料を支給していたことにより、1件2,400円の過払いのものがあつた。 ー改善済

- ② 現金については、会計処理規則において、毎日出納簿の残高と照合しなければならないとされているが、現金の受払がなかったことにより、照合をしていない日があつた。

[検討を要するもの]

- ① 会計処理について、次のとおり会計処理規則等の規定と異なる処理をしているものがあつたことから、実態と規定の整合性を図るよう、会計処理規則等の見直しなどを検討されたい。

- ・ 貸借対照表及び正味財産増減計算書について、会計処理規則細則に定めるものと異なる勘定科目や同細則に定められていない勘定科目を用いているもの
- ・ 会計処理規則では支払は小切手によるとしているところ、口座振替により支払っているもの

- (2) 所管部局（経済部）に関する事項  
特に指摘事項なし。

## 監査対象団体の概要

### 1 設立目的及び事業内容

#### (1) 設立目的

旭川市内に所在する中小企業の事業所に勤務する者（中小企業勤労者）のための総合的な福祉に関する事業を行うことにより，中小企業勤労者の福祉の向上，中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 実施事業

- ア 中小企業勤労者の共済に関する事業
- イ 中小企業勤労者の生活の安定に係わる事業
- ウ 中小企業勤労者の健康の維持増進に係わる事業
- エ 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に係わる事業
- オ その他共済センターの目的を達成するために必要な事業

### 2 財団指定正味財産

32,800,000円（うち旭川市出捐14,000,000円 出資率42.7%）

### 3 役員員数（平成30年3月31日現在）

役員 理事 7人（うち理事長1人，副理事長2人，常務理事1人）  
監事 2人  
職員 事務局長 1人（常務理事と兼務），次長 1人，係長 1人，  
嘱託職員 1人，臨時職員 1人

### 4 平成29年度の事業実績

#### (1) 会員数

436事業所 4,217人（平成30年3月31日現在）

#### (2) 共済給付事業

給付の種類		給付金額(円)	給付件数	金額(円)
祝金	成人	10,000	30	300,000
	結婚	10,000	63	630,000
	出産	10,000	103	1,030,000
	入学祝（小学校）	10,000	112	1,120,000
	卒業祝（中学校）	10,000	129	1,290,000
	銀婚祝	10,000	55	550,000
	還暦祝	10,000	109	1,090,000
			601	6,010,000

給付の種類		給付金額(円)	給付件数	金額(円)
弔慰金	本人の死亡	100,000	4	400,000
	配偶者の死亡	50,000	6	300,000
	子の死亡	20,000	2	40,000
	親の死亡	10,000	167	1,670,000
			179	2,410,000
見舞金	傷病 30日以上	15,000	31	465,000
			31	465,000
退職餞別	5年以上10年未満在会	10,000	20	200,000
	10年以上15年未満在会	20,000	6	120,000
	15年以上20年未満在会	30,000	27	810,000
	20年以上25年未満在会	40,000	11	440,000
	25年以上在会	50,000	35	1,750,000
			99	3,320,000
合 計			910	12,205,000

(3) 福利厚生事業

事業内容	参加者(利用者)(人)	事業費(円)
ア 健康の維持増進事業		
(ア) 人間ドック助成 市立旭川病院 実施期間 平成29年4月1日～平成30年2月28日	24	240,000
(イ) 脳ドック助成 市立旭川病院 実施期間 平成29年4月1日～平成30年2月28日	12	84,000
(ウ) 癌検診助成 旭川がん検診センターほか 実施期間 平成29年4月1日～平成30年2月28日	76	51,500
(エ) 生活習慣病予防健診助成 はらだ病院, 日赤, 厚生病院 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日	332	664,000
(オ) インフルエンザ予防接種助成 山下内科循環器科, はらだ, 高砂台病院など6指定病院 実施期間 平成29年10月1日～平成30年1月31日	321	321,000
(カ) 旭川ハーフマラソン参加助成 花咲運動公園他 実施日 平成29年9月24日	18	7,500
(キ) バーサーロペット・ジャパン参加助成 カムイの杜公園, 富沢, 北彩都特設会場 実施日 平成30年3月10, 11日	64	32,000
健康の維持増進事業 計	847	1,400,000

事業内容	参加者(利用者)(人)	事業費(円)
イ 自己啓発・余暇活動事業		
(ア) ソフトボール大会 旭川大橋グラウンド 実施日 平成29年7月2日	133	264,821
(イ) ボウリング大会 スガイディノスボウル旭川 実施日 平成30年2月2日	44	252,761
(ウ) 保養施設宿泊助成 協定15施設 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日	412	1,236,000
(エ) ミールクーポン助成 実施期間 平成29年8月17日～平成30年3月31日	339	339,000
(オ) worker's meeting アートホテル旭川 実施日 平成29年8月4日	143	1,116,131
(カ) 映画前売助成 ディノスシネマズ旭川, シネプレックス旭川 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日	1,282	1,364,940
(キ) 北海道グリーンランド施設利用助成 岩見沢市志文町 実施期間 平成29年4月22日～平成29年10月22日	39	11,700
(ク) 北海道グリーンランド前売券販売 岩見沢市志文町 実施期間 平成29年4月22日～平成29年10月22日	17	19,620
(ケ) 登別伊達時代村施設利用助成 登別市中登別 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日	23	6,900
(コ) 劇団「四季」旭川公演前売助成	36	228,906
(サ) さくらんぼ狩施設利用助成 近沢果樹園 実施期間 平成29年7月中旬～8月上旬	64	19,200
(シ) 道立美術館(道新助成)	72	78,120
(ス) その他の公演前売助成 木下サーカス(札幌)ほか 実施日 平成29年8月25日ほか	170	519,870
(セ) スキーリフト等利用割引券発行 カムイスキーリンクスなど5施設 実施期間 平成29年12月1日～平成30年3月25日	910	0
(ソ) 大雪クリスタルホール ケビン・ケナーピアノリサイタル	4	4,200
自己啓発・余暇活動事業 計	3,688	5,462,169
ウ 生活の安定に係わる事業		
(ア) 旭川市内の専門店, レストラン, レジャー施設との協定による会員の割引利用 14社33拠点による割引利用協定を継続 ・旭川市内ホテル内レストラン6箇所の割引利用 ・旭川市内レジャー施設11箇所の割引利用 ・旭川市内の専門店等16箇所の割引利用		

<資料2>

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
基本財産受取利息	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
② 特定資産運用益	[ 63,751 ]	[ 72,489 ]	[ △ 8,738 ]
特定資産受取利息	[ 63,751 ]	[ 72,489 ]	[ △ 8,738 ]
③ 受取会費	[ 30,748,200 ]	[ 31,663,800 ]	[ △ 915,600 ]
受取会費	[ 30,748,200 ]	[ 31,663,800 ]	[ △ 915,600 ]
④ 受取補助金	[ 3,000,000 ]	[ 3,000,000 ]	[ 0 ]
受取旭川市補助金	[ 3,000,000 ]	[ 3,000,000 ]	[ 0 ]
⑤ 受取負担金	[ 2,243,720 ]	[ 2,228,130 ]	[ 15,590 ]
受取負担金	[ 2,243,720 ]	[ 2,228,130 ]	[ 15,590 ]
⑥ 雑収益	[ 152,058 ]	[ 147,026 ]	[ 5,032 ]
受取利息・配当金	[ 152 ]	[ 205 ]	[ △ 53 ]
雑収益	[ 151,906 ]	[ 146,821 ]	[ 5,085 ]
経常収益計	[ 36,207,729 ]	[ 37,111,445 ]	[ △ 903,716 ]
(2) 経常費用			
① 事業費	[ 33,488,818 ]	[ 33,762,837 ]	[ △ 273,021 ]
人件費	[ 10,883,113 ]	[ 10,774,681 ]	[ 108,432 ]
給料手当	[ 9,217,350 ]	[ 9,144,486 ]	[ 72,864 ]
法定福利費用	[ 1,427,655 ]	[ 1,494,063 ]	[ △ 66,408 ]
退職給付費用	[ 204,500 ]	[ 102,500 ]	[ 102,000 ]
福利厚生費	[ 33,608 ]	[ 33,632 ]	[ △ 24 ]
他経費	[ 22,606,703 ]	[ 22,988,156 ]	[ △ 381,453 ]
通信運搬費	[ 311,161 ]	[ 349,747 ]	[ △ 38,586 ]
借料損料	[ 2,251,619 ]	[ 2,221,211 ]	[ 30,408 ]
消耗品費	[ 583,725 ]	[ 509,486 ]	[ 74,239 ]
印刷製本費	[ 560,750 ]	[ 500,662 ]	[ 60,088 ]
光熱水料	[ 167,933 ]	[ 183,003 ]	[ △ 15,070 ]
賃借除料	[ 370,810 ]	[ 285,720 ]	[ 85,090 ]
保険謝礼金	[ 9,216 ]	[ 9,552 ]	[ △ 336 ]
支払手数料	[ 109,376 ]	[ 37,376 ]	[ 72,000 ]
委託手数料	[ 209,334 ]	[ 202,551 ]	[ 6,783 ]
委共済費	[ 539,200 ]	[ 527,200 ]	[ 12,000 ]
支払補助金	[ ( 12,205,000 ) ]	[ ( 13,000,000 ) ]	[ △ 795,000 ]
支払雑費	[ ( 5,228,456 ) ]	[ ( 5,094,100 ) ]	[ 134,356 ]
雑費	[ 60,123 ]	[ 67,548 ]	[ △ 7,425 ]
② 管理費	[ 10,220,808 ]	[ 9,834,646 ]	[ 386,160 ]
人件費	[ ( 7,898,966 ) ]	[ ( 7,601,265 ) ]	[ 297,701 ]
給料手当	[ 6,250,267 ]	[ 6,242,488 ]	[ 7,779 ]
法定福利費用	[ 1,012,159 ]	[ 1,028,260 ]	[ △ 16,101 ]
退職給付費用	[ 613,500 ]	[ 307,500 ]	[ 306,000 ]
福利厚生費	[ 23,040 ]	[ 23,017 ]	[ 23 ]
他管理費	[ ( 2,321,840 ) ]	[ ( 2,233,381 ) ]	[ 88,459 ]
旅費交通費	[ 184,467 ]	[ 186,661 ]	[ △ 2,194 ]
通信運搬費	[ 303,382 ]	[ 341,452 ]	[ △ 38,070 ]
会議費	[ 251,782 ]	[ 222,282 ]	[ 29,500 ]
借料及び損料	[ 330,513 ]	[ 326,051 ]	[ 4,462 ]
消耗品費	[ 89,545 ]	[ 78,156 ]	[ 11,389 ]
印刷製本費	[ 632,336 ]	[ 564,576 ]	[ 67,760 ]
光熱水料	[ 107,367 ]	[ 117,001 ]	[ △ 9,634 ]
租税公課	[ 91,032 ]	[ 92,394 ]	[ △ 1,362 ]
支払手数料	[ 229,270 ]	[ 221,841 ]	[ 7,429 ]
支払負担金	[ 95,500 ]	[ 75,500 ]	[ 20,000 ]
支雑費	[ 6,646 ]	[ 7,467 ]	[ △ 821 ]
経常費用計	[ 43,710,622 ]	[ 43,597,483 ]	[ 113,139 ]
当期経常増減額	[ △ 7,502,893 ]	[ △ 6,486,038 ]	[ △ 1,016,855 ]
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
経常外収益計	[ ( 0 ) ]	[ ( 0 ) ]	[ ( 0 ) ]
(2) 経常外費用			
不納欠損処分	[ 51,600 ]	[ 123,600 ]	[ △ 72,000 ]
経常外費用計	[ ( 51,600 ) ]	[ ( 123,600 ) ]	[ △ 72,000 ]
当期経常外増減額	[ ( △ 51,600 ) ]	[ ( △ 123,600 ) ]	[ △ 72,000 ]
当期一般正味財産増減額	[ ( △ 7,554,493 ) ]	[ ( △ 6,609,638 ) ]	[ △ 944,855 ]
一般正味財産期首残高	[ 74,226,065 ]	[ 80,835,703 ]	[ △ 6,609,638 ]
一般正味財産期末残高	[ 66,671,572 ]	[ 74,226,065 ]	[ △ 7,554,493 ]
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
指定正味財産期首残高	[ 32,800,000 ]	[ 32,800,000 ]	[ 0 ]
指定正味財産期末残高	[ 32,800,000 ]	[ 32,800,000 ]	[ 0 ]
III 正味財産期末残高	[ 99,471,572 ]	[ 107,026,065 ]	[ △ 7,554,493 ]

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。

<資料3>

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	6,695,560	4,374,505	2,321,055
未収会費	1,262,300	1,566,608	△ 304,308
未収入金	0	4,500	△ 4,500
仮払金	0	0	0
流動資産合計	7,957,860	5,945,613	2,012,247
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
職員退職給付引当資産	0	15,389,000	△ 15,389,000
共済給付引当資産	33,320,000	42,320,000	△ 9,000,000
退職餞別給付引当資産	29,567,800	29,567,800	0
法人管理運営資産	32,805,547	32,813,867	△ 8,320
特定資産合計	95,693,347	120,092,667	△ 24,399,320
(3) その他固定資産			
出資金	2,000	2,000	0
その他固定資産合計	2,000	2,000	0
固定資産合計	95,695,347	120,092,667	△ 24,397,320
資産合計	103,653,207	126,038,280	△ 22,385,073
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	518,532	103,047	415,485
前受会費	3,256,200	3,291,400	△ 35,200
職員預り金	406,903	228,768	178,135
流動負債合計	4,181,635	3,623,215	558,420
2. 固定負債			
職員退職給付引当金	0	15,389,000	△ 15,389,000
固定負債合計	0	15,389,000	△ 15,389,000
負債合計	4,181,635	19,012,215	△ 14,830,580
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産合計			
旭川市勤労者共済会寄附金	18,800,000	18,800,000	0
旭川市出捐金	14,000,000	14,000,000	0
指定正味財産合計	32,800,000	32,800,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 32,800,000 )	( 32,800,000 )	( 0 )
2. 一般正味財産	66,671,572	74,226,065	△ 7,554,493
(うち特定資産への充当額)	( 62,893,347 )	( 71,901,667 )	( △ 9,008,320 )
正味財産合計	99,471,572	107,026,065	△ 7,554,493
負債及び正味財産合計	103,653,207	126,038,280	△ 22,385,073

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。